# 当座勘定規定(一般用)

# 第1条(当座勘定への受入れ)

- (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証 書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以 下「証券類」という。)も受入れます。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。 当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示 の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

#### 第2条(証券類の受入れ)

- (1) 証券額を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

#### 第3条 (本人振込み)

- (1) 当金庫の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に 振込みがあった場合には、当金庫で当座勘定元帳へ入金記帳した うえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振 込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資 金としません。
- (2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から 重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の 入金記帳を取消します。

#### 第4条(第三者振込み)

- (1) 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第2条と同様に取扱います。
- (2) 第三者が当金庫の他の本支店または他の金融機関を通じて当 座勘定に振込みをした場合には、第3条と同様に取扱います。

# 第5条(受入証券類の不渡り)

- (1) 前3条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求がありしだいその証券類を受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
- (2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

#### 第6条(手形、小切手の金額の取扱い)

手形、小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

## 第7条 (当座勘定の払戻し等)

- (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払いませ
- (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。
- (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当金庫所定の払 戻請求書を使用してください。
- (4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当座勘定の 口座番号が確認できる資料とともに提出してください。また、 払戻しに際して、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求める ことがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合 には、取引を行うことができません。

# 第8条(手形、小切手用紙)

- (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする 約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してく ださい。
- (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金 業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認して ください。
- (3) 前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。
- (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が 振出したものでないものや改ざんが疑われるものがあった場合に は、直ちに当金庫宛に連絡してください。
- (5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当金庫所定の手数料と引き換えに交付します。
- (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払 日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないもの とします。
- (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

#### 第9条 (支払の範囲)

- (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。
- (2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に 受入れまたは振込まれた資金により支払います。なお、万一、15 時以降に入金した資金を支払いに充当したとしても当金庫は責 任を負わないものとします。
- (3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

#### 第10条(支払の選択)

同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座 勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の 任意とします。

# 第11条(過振り)

- (1) 第9条の第1項にかかわらず、当金庫の裁量により支払資金 をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当金庫からの請 求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。
- (2) 前項の不足金に対する損害金の割合は年14.50%(年365 日の日割計算)とし、当金庫所定の方法によって計算します。
- (3) 第1頃により当金庫が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
- (4) 第1頃による不足金、および第2項による損害金の支払がない場合には、当金庫は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。
- (5) 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

# 第12条 (手数料等の引落し)

- (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立 替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によ らず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。
- (2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当金庫所定の手続をしてください。

# 第13条(支払保証に代わる取扱い)

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、 当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落しま す。

#### 第14条(印鑑等の届出)

- (1) 当座勘定の取引に使用する印鑑(または署名鑑)は、当金庫所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。
- (2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑(または署名鑑)を前項と同様に届出てください。

# 第15条 (届出事項の変更)

- (1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金 庫からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなか った場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 第16条(印鑑照合等)

- (1) 手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- (3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1頃と同様とします。

#### 第17条(振出日、受取人記載もれの手形、小切手)

- (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手 形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小 切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは 手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連 絡することなく支払うことができるものとします。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

# 第18条 (線引小切手の取扱い)

- (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。
- (2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当金庫は責任を負いません。また、当金庫が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

# 第19条(自己取引手形等の取扱い)

- (1) 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行なうことなく、支払をすることができます。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 第20条(利息)

当座預金には利息をつけません。

### 第21条 (残高の報告)

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当金庫所定の方法により報告します。

# 第22条 (譲渡、質入れの禁止)

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

#### 第23条(反社会的勢力との取引拒絶)

この当座勘定は、第24条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第24条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

# 第 24 条 (解約)

(1) この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することが

- できます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるもの とします。
- (2) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、当金庫との取引を 継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止 し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約する ことができるものとします。
  - ① 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告を したことが判明した場合
  - ② 本人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - A 暴力団
    - B 暴力団員
    - C 暴力団準構成員
    - D 暴力団関係企業
    - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団 等
    - F その他前記AからEに準ずる者
  - ③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当す る行為をした場合
    - A 暴力的な要求行為
    - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行 為
    - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
    - E その他前記AからDに準ずる行為
- (3) 当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当金庫が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

## 第25条(取引終了後の処理)

- (1) この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束 手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当金庫は その支払義務を負いません。
- (2) 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店 へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

# 第26条(手形交換所規則による取扱い)

- (1) この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の 規則に従って処理するものとします。
- (2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- (3) 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 第27条 (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または 任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、 直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様 に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を 負いません。

## 第28条(保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた 場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、 この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もし くは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となってい るものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合 にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとします。
  - ② 複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ③ 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
  - ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれが ある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ担保・保証の状況 等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時 の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

## 第29条 (規定の変更等)

- (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページ、およびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

この規定には、別に定める「『民間公益活動を促進するための休眠 預金等に係る資金の活用に関する法律』に係る共通規定」が適用され るものとします。

以上

#### 約束手形用法

- 1. この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
- 2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
- 3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
- 4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
  - (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには、「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
  - (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文

- 字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には 「金」を、その終りには「円」を記入してください。また崩 し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
- (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入 は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額 欄に重なることがないようにしてください。
- 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。
- 6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺 (クリアーバンド) など の余白部分 (次図斜線部分) は使用しないでください。また、記 名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なること がないようにしてください。
- 7. 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当金庫所定の用紙によりただちに届出てください。
- 8. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。
- 9. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

## ●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

|     |   | 1 |   |   | 4 |   | 3 |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 漢数字 | 壹 | 壱 | # | 弐 | 生 | 貮 | 貮 | 参 | 參 |

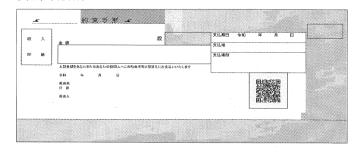
|   | 4 |   |    | 5 | ( | 6 |   | 7 |   |   | 8 |  |
|---|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| 兀 | 泗 | 肆 | 五. | 伍 | 弋 | 陸 | ¥ | 漆 | 質 | 八 | 捌 |  |

| 9<br>+ ±h |   | 1 | 0 |   | 100 |   | 1,000 |   |   | 10,000 |   |
|-----------|---|---|---|---|-----|---|-------|---|---|--------|---|
| 九         | 玖 | 拾 | 什 | 百 | 陌   | 佰 | 千     | 仟 | 阡 | 万      | 萬 |

<その他> 金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

# ●約束手形用紙



以上

#### 為替手形用法

- 1. この手形用紙を用紙のままで他人に譲り渡すことはしないでください。
- 2. 手形のお振出しにあたっては、支払人(引受人)が金融機関と 当座勘定取引があることをできるだけ確かめてください。
- 3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
- 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。

- 5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
  - (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには、「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「、」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
  - (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
  - (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入 は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額 欄に重なることがないようにしてください。
- 6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用 してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所 にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印 が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。
- 7. 当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、 支払場所などを明確に記入のうえ、記名なつ印には、当店へお届 けのご印章を使用してください。
- 8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(次図斜線部分)は使用しないでください。
- 9. 手形用紙は大切に保管してください。 当店を支払場所とする手形について、万一、紛失、盗難などの 事故があったときは、当金庫所定の用紙によりただちに届出てく ださい。
- 10. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。
- 11. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

### ●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

|     |   | 1 |   |   | 2 | 3 |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 漢数字 | 壹 | 壱 | 弌 | 弐 | 走 | 貮 | 貮 | 参 | 參 |

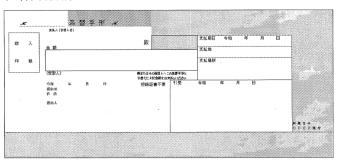
|   | 4 |   | I, | 5 | ( | 6 |   | 7 | 8 |   |   |
|---|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 兀 | 泗 | 肆 | 五. | 伍 | 弋 | 陸 | 七 | 漆 | 質 | 八 | 捌 |

| Ć | 9 10 10 |   | 100 |   |   | 1,000 | 10,000 |   |   |   |   |
|---|---------|---|-----|---|---|-------|--------|---|---|---|---|
| 九 | 玖       | 拾 | 什   | 百 | 陌 | 佰     | 千      | 仟 | 阡 | 万 | 萬 |

<その他> 金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

#### ●為替手形用紙



# 小切手用法

- 1. この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
- 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。
- 3. 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
- 4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
  - (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには、「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
  - (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
  - (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入 は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額 欄に重なることがないようにしてください。
- 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。
- 6. 小切手用紙の下辺余白部分 (クリアーバンド) は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記がQRコード欄に重なることがないようにしてください。
- 7. 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当金庫所定の用紙によりただちに届出てください。
- 8. 小切手用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印 (お届け印) のうえ請求してください。
- 9. 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

# ●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

| ı |     |   |   | - //• | - · · |   |   |   |   |   |  |
|---|-----|---|---|-------|-------|---|---|---|---|---|--|
|   |     |   | 1 |       |       | 2 | 3 |   |   |   |  |
|   | 漢数字 | 壹 | 壱 | 弌     | 弐     | 定 | 貢 | 貮 | 参 | 參 |  |

|   | 4 |   | 5  | 5 |   | 6 |   | 7 |   |   | 8 |  |
|---|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| Д | 泗 | 肆 | 五. | 伍 | 六 | 陸 | 七 | 漆 | 質 | 八 | 捌 |  |

| 9 |   | 1 | 0 |   | 100 | 100 |   | 1,000 |   |   | 10,000 |  |
|---|---|---|---|---|-----|-----|---|-------|---|---|--------|--|
| 九 | 玖 | 拾 | 什 | 百 | 陌   | 佰   | 牛 | 仟     | 阡 | 万 | 摵      |  |

<その他> 金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご 使用はお控えください。

以上

● しののめ信用金庫

以上